

広島空港県営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第一号）（空港振興課）

一 改正の理由

広島空港駐車場の駐車料金が平成二十八年二月一日から改定されることを踏まえ、広島空港県営駐車場の料金を改定することとした。

二 改正の内容

1 広島空港の利用者に対するサービスの向上を図るため、次のとおり広島空港県営駐車場の普通料金の額を引き下げることとした。

(一) 駐車時間が三十分以下の場合を無料とする。

(二) 広島空港県営第一駐車場について、駐車時間が三十分を超え、一時間三十分以下の場合の普通料金を、次のとおり引き下げる。

駐車時間が三十分を超え、一時間以下の場合について、現行の百五十円を百円に引き下げる。

駐車時間が一時間を超え、一時間三十分以下の場合について、現行の三百円を二百円に引き下げる。

(三) 駐車時間が七十二時間を超える部分について、二十四時間ごとの上限額を八百円から七百円に引き下げる。

2 一時間当たりの普通料金の額及び二十四時間ごとの普通料金の上限額が入庫からの経過時間によって異なるようになることに伴い、回数券のうち一時間券及び一日券を廃止し、新たに百円券、百五十円券、七百元券及び八百円券を発行することとした。

三 施行期日

平成二十八年二月一日